パブリックコメント　意見を募集します

〈意見の募集期間　1月14日まで〉

■総合計画（第６次）に基づく推進計画（2026～2028年度）の作成
内容　推進計画に掲載予定の事業について
担当課　企画課（〒061-1192住所不要・FAX372-3850・電子メールkikaku@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3603）

■令和８年度当初予算（案）
内容　予算編成の過程と新規・拡大事業について
担当課　財政課（〒061-1192住所不要・FAX372-3850・電子メールzaisei@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3656）

〈意見の募集期間　1月16日まで〉

■景観条例（案）
内容　良好な都市景観の形成に向けた施策や景観法の施行に関する条例の制定について
担当課　都市計画課（〒061-1192住所不要・FAX372-3850・電子メールtoshik@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3624）

〈意見の募集期間　1月20日まで〉

■総合計画（第６次）の中間見直し
内容　まちづくりの指針となる総合計画の中間見直し
担当課　企画課（〒061-1192住所不要・FAX372-3850・電子メールkikaku@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3603）

■きたひろ未来創造ビジョン2021・未来創造プランの中間見直し
内容　行財政改革の実現に向けた計画の中間見直し
担当課　企画課（〒061-1192住所不要・FAX372-3850・電子メールkikaku@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3606）

■第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定
内容　地方創生に向けた総合戦略の策定
担当課　企画課（〒061-1192住所不要・FAX372-3850・電子メールkikaku@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3602）

■都市計画マスタープラン（第２次）の改定（案）
内容　総合計画（第６次）の中間見直しに併せた改定
担当課　都市計画課（〒061-1192住所不要・FAX372-3850・電子メールtoshik@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3626）

■地域防災計画及び水防計画の改定（案）
内容　災害対策基本法や防災基本法、北海道地域防災計画、水防法などの改定・修正に伴う修正
担当課　危機管理課（〒061-1192住所不要・FAX373-2903・電子メールbousai@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3342）

■公共施設等総合管理計画（案）
内容　公共施設の適正配置と効果的な活用について
担当課　契約管財課（〒061-1192住所不要・FAX373-2903・電子メールkeiyaku@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3352）

■第３次きたひろしま男女共同参画プランの中間見直し
内容　男女が互いに尊重し、個性と能力が発揮できる社会を実現するためのプランの中間見直し
担当課　市民生活課（〒061-1192住所不要・FAX370-2380・電子メールshimins@city.kitahiroshima.lg.jp・内線2302）

■空家等対策計画（案）
内容　空き家などに関する対策の計画的実施について
担当課　建設総務課（〒061-1192住所不要・FAX372-0840・電子メールkensoumu@city.kitahiroshima.lg.jp・内線4213）

■スポーツ振興計画の改定（案）
内容　スポーツ振興のための計画の中間見直し
担当課　スポーツ振興課（〒061-1192住所不要・FAX372-0888・電子メールsports@city.kitahiroshima.lg.jp・内線4633）

■教育振興基本計画の中間見直し
内容　教育振興のための計画の中間見直し
担当課　教育総務課（〒061-1192住所不要・FAX372-4525・電子メールedusoumu@city.kitahiroshima.lg.jp・内線4816）

■宿泊税条例（案）
内容　宿泊施設に宿泊する方に課税する宿泊税（法定外目的税）について
担当課　税務課（〒061-1192住所不要・FAX372-1131・電子メールzeimu@city.kitahiroshima.lg.jp・内線3711）

■犯罪被害者等支援条例（案）
内容　犯罪被害者やその家族への支援について
担当課　市民生活課（〒061-1192住所不要・FAX370-2380・電子メールshimins@city.kitahiroshima.lg.jp・内線2303）

■火災予防条例の一部改正（案）
内容　林野火災の発生を予防する条例の一部改正
担当課　消防本部予防課（〒061-1132住所不要・FAX373-3611・電子メール119yobou@city.kitahiroshima.lg.jp・☎373-9119）

■大曲ふれあいプラザ条例・施行規則の廃止（案）
内容　大曲ふれあいプラザの廃止に伴う、条例・施行規則の廃止について
担当課　商工業振興課（〒061-1192住所不要・FAX372-0888・電子メールshokogyo@city.kitahiroshima.lg.jp・内線4612）

提出方法　市ホームページからか、住所・氏名・電話番号・意見を記入（様式自由）し、直接か郵送、ファクス、電子メールで担当課
＊内容や結果は担当課と各出張所、団地住民センター、エルフィンパーク、図書館、中央公民館、夢プラザ、市ホームページでご覧になれます。
＊大曲ふれあいプラザ条例・施行規則の廃止（案）については、大曲ふれあいプラザ（大曲工業団地内）でも内容をご覧になれます。